

議案第52号

杉並区中小企業資金融資あっせん条例の一部を改正する条例案 補足資料

区では、中小事業者に対して、経済の急変等に対応するための支援策として、中小企業資金融資あっせん条例に基づく、経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金制度の運用を図っているところであるが、今般のコロナ禍における原油価格・物価高騰等による影響を受けた中小事業者に対し、更なる資金調達の充実と負担軽減を図る観点から、以下のとおり、本制度に係る特例措置等を講じることによって、その支援策を拡充することとする。

【支援策の概要】

(1) 経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金制度の特例措置

項目	特例措置	経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金
対象条件	原油価格・物価高騰等の影響により、最近3か月間（申込月の前々月含む）の売上高、又は、最近1か月の売上高と今後2か月間（申込月の翌月含む）の売上見込が前年同期と比較して5%以上減少している方	最近3か月または1年間の売上高が前年の同期と比較して減少している方、又は、経済情勢の急変による売上低下に対応し、経営の安定化を行う資金が必要な方
資金使途及び償還期間	運転資金7年・設備資金9年	運転資金7年
限度額	2,000万円 ※経営安定運転特例資金等を利用している場合は、その貸付残高と合わせて2,000万円以内	700万円 ※経営安定運転特例資金等を利用している場合は、その貸付残高と合わせて700万円以内
据置期間	1年以内	6か月以内
申込期間	令和4年10月1日～令和5年3月31日	通年

(2) 信用保証料の補助

特例措置の適用を受ける者に対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、信用保証料の全額補助を行う。